

平成21年第4回太良町議会（定例会第3回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成21年9月4日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成21年9月11日 9時29分			議長	坂口久信
	閉会	平成21年9月11日 14時02分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 巖	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	1番	所賀 廣	2番	山口 巖	3番	平古場公子
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 寺田 恵子		(書記) 針長 俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	農林水産課長	佐藤 慎一		
	副町長	永淵 孝幸	税務課長	江口 司		
	教育長	陣内 碩泰	建設課長	川崎 義秋		
	総務課防災係長	野口 士郎	会計管理者	坂本 豊		
	総務課庶務人事係長	津岡 徳康	農業委員会事務局長	藤木 修		
	企画商工課長	桑原 達彦	学校教育課長	川瀬 勝芳		
	財政課長	大串 君義	社会教育課長	高田 由夫		
	町民福祉課長	新宮 善一郎	太良病院事務長	每原 哲也		
	健康増進課長	松本 太	太良病院長	古賀 俊六		
環境水道課長	土井 秀文	代表監査委員	川次 信康			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成21年9月11日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 経済建設常任委員長報告（所管事務調査）
- 日程第2 議案第52号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第53号 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第54号 財産の取得について
- 日程第5 議案第55号 平成20年度町立太良病院事業会計決算の認定について
- 日程第6 議案第56号 平成20年度太良町水道事業会計決算の認定について
- 日程第7 議案第57号 平成20年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第58号 平成20年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第59号 平成20年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第60号 平成20年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第61号 平成20年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第62号 平成20年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第63号 平成20年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第64号 平成21年度太良町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第65号 平成21年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第66号 平成21年度太良町老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第67号 平成21年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第68号 平成21年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第69号 平成21年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 閉会中の付託事件について
- （追加日程）
- 日程第21 請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について
- 日程第22 意見書第1号 教育予算の拡充を求める意見書（案）の提出について
- 日程第23 意見書第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

午前 9 時 29 分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

去る 6 月の定例会で、各常任委員会への所管事務調査を付託しておりましたが、その結果について報告がなされております。

これより常任委員長の報告に入ります。

日程第 1 経済建設常任委員長報告（所管事務調査）

○議長（坂口久信君）

日程第 1. 経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（山口光章君）

皆さんおはようございます。平成 21 年 6 月の定例議会におきまして付託されました所管事務調査について、経済建設常任委員長の報告をいたします。

太良町は、海の幸、山の幸と非常に環境も整い、食べ物の豊富な町として今日まで言い伝えられてきました。しかし、農林にしても、漁業にしても、本町を支える 1 次産業が今日厳しい状況で低迷の傾向にあることは事実でもあります。

平成 21 年 6 月 17 日、本委員会は、その産業に幾らかでも活力につながる産業、すなわち平成 13 年度から平成 15 年度に試験養殖し、平成 16 年度から本養殖されているカキの養殖の状況を知るがため、大浦漁協の協力をいただき、視察いたしました。

委員 6 名、執行部 2 名、生産者 2 名というメンバーで、組合事務所で状況説明を受けた後、船に乗り、養殖場を見学いたしました。生産者からの生の声を聞き、自然を相手にした生産でありまして、並大抵のことではないと知り、陸も海も大変だと、そのように感じた次第であります。

平成 13 年度に生産者 10 戸、養殖いかだが 3 基、面積 0.3 ヘクタールから始め、年々その数もふえ、平成 20 年度では、生産者 20 戸、いかだも鋼管軸、台船式、コンポーズ軸合わせて 24 基、面積も 0.3 ヘクタールから 40 ヘクタールと、8 年間の生産者のあしたへの希望への努力が幾らか見えた気がいたしました。

しかし、果たしてこれが生産者にとって経済的に十分潤うかどうか。すなわち、収穫量はもちろんですが、水揚げ額の問題です。試験養殖が終わり、平成 16 年度からは本養殖を開始し、独自のあり方で、平成 19 年度を除いて、まずまずの収量と水揚げに達していますが、生産者の話によれば、これではまだまだ追いつかないというようなことでもございました。しかし、我々の海は我々で守ろうという前向きな姿勢がうかがえ、努力しておられるのだなあと

思った次第でありました。

また、我が町としても、努力し、やる気のある人たちへの支援は惜しみなく与えるべきであると、そのように考えさせられました。

これから先も養殖カキにおいて、たくさんの課題というものが残されていきます。生産量の高位での安定的生産技術の確立、高価格での販売、そしてブランド化、生産コストの縮小など、数々の課題が出てまいります。

カキの養殖場を後にいたしまして、潮風に吹かれながら、次はタイラギの養殖場を見てまいりました。ここもまた、試験的に2年物の商品価値になる大きさまで育てるいけすみたいなどころで、生産者の生き延びるため、海を守るためにいろいろな知恵を出し合い、研究し、チャレンジする気持ちが私たちに十分伝わってきました。

帰りの船の上から見た太良町は、物すごくよい眺めでありました。しかし、その中で今の不況という厳しさに町民皆さんが耐えながら頑張っておられるのだなど、我が委員会はずくづくそのような気持ちで陸に上がりました。

今回の視察は、1次産業低迷を克服するためのよい研修でありました。皆さんも今度、海から太良町を臨んでみてはいかがでしょうか。

これで委員長の報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

以上で経済建設常任委員長の報告は終わりました。

日程第2 議案第52号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 議案第52号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

1ページ目の現行、23条第1項という、これを読みますと、1号は町内に住所を有する者という項目も入っておりますが、その右側、改正案のほうの「当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし」ということで、これはこういうふうに町内に住所を有する者は、この法律の適用を受ける、また今現在、受けておる人がおるかどうか、質問いたします。

○税務課長（江口 司君）

お答えします。

多分、新旧対照表の1ページだと思っております。この固定資産の納税義務者の件ですが、土地改良事業による公有水面埋め立て、または干拓でございますが、町内に埋め立て、または干拓については、現在のところ、その適用はないわけでございますが、この埋め立て、または干拓の解釈は、土地改良事業による新規の埋め立て、または干拓の場合の土地の使用者

については、それを納税義務者とみなすということでございまして、現実のところ、この土地改良事業による公有水面埋め立て、干拓は最近はございませんが、公有水面埋め立てについては、土地改良の換地事業による水路等の拡張または変更については、土地改良の換地完了後、法務局への登記完了後に、その土地の所有者の地籍更正なり、その他の更正がなされるわけですが、その更正後に固定資産の課税をしているところございまして、現実はこの公有水面埋め立てによる埋め立て、または干拓については、この適用はほとんどしていないというのが現状でございます。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、その1ページ目の左も右も下から3行目、左側、旧のほうが「第2号」となって、右のほうが「第1号」となっておりますね。これは、国か県から来た書面をそのままコピーされたのか。ちょっと我々が見て、2号と1号というのは、これは簡単な文章で済むと思いますので、2号はこうなっておったが、1号はこうなりましたというのを、ちょっとこの中で少し文章を加えて説明していただければ、我々も一目でわかるし、それから、8ページ目の下から5行目の37条の「9の4」が「9の5」になっている。こういう簡単な文句で説明ができるようなものは、できたら、4がどういう文言になっておったから、5がどういう文言になりましたというような説明を少し丁寧に今後していただくようなことができないでしょうか。そうでなかったら、これは私もずっと法律書とか並べて調べていくなら、何冊でも本を並べておって追うていかんと、これがわからんわけですよ。

そしたら、1項と2項と違うぐらいなら、そこを少し別紙でもいいからしていただければ、一目で、ああ、ここが変わったんだなということがわかりますので、できたら、どうでしょうか、そこら辺は。

○税務課長（江口 司君）

お答えします。

1ページの「同項第2号」から「同項第1号」に変わった件については、このたび平成21年6月24日に農地法等の一部を改正する法律というのが国会を通過して、その施行日が平成21年12月10日ごろで、まだ未執行の分ですね。それで、2号から1号に変わった経緯というのは、土地改良法が、これは未執行の分ですが、87条の1項の第2号ですけれども、1号が削除されて、2号が1号に繰り上がったために、この法令が変わったと。いろいろ、あっちこっち読まんばいかんけんですね、現実はなかなか難しかったですよ。

それから、8ページについては、どこをおっしゃっているのかですね。

○5番（牟田則雄君）

そういう丁寧な少しわかりやすい説明をしていただけないでしょうかという質問ですので、そのところをお願いします。

○税務課長（江口 司君）

お答えします。

牟田議員のおっしゃることは、重々よくわかるわけですが、改正法の未執行の分については、我々も実はインターネットで探しながらやっているところでございまして、即、条例案が、例えば、税務課は土地改良法って直接は関係ないですね。そういった関係で、直接来るわけじゃないんですね。それで、改正法が出た場合は、なかなか我々も答えを探すのに窮しているところでございまして、単純にこれがこうなると答えるのは非常に難しいという現状でございます。

以上です。

○9番（末次利男君）

税条例の一部を改正するという事で、1点目の所得税の住宅ローン控除、この辺に対してちょっと質問をさせていただきますけれども、この特例として、平成21年から25年までの入居者が特例控除を受けるということだと思いますが、これは町長の政策にも掲げておられます定住ということで、それともリンクしますので、少しだけ質問したいと思いますが、これは少額の控除、個人の住民税の控除ということですが、これによってどれぐらいの方が、もちろん個人の所得ですから、なかなか難しい部分もあると思いますが、先ほどのあれじゃないですが、わかりやすく、例えばこうですよという、なかなか難しいと今答弁がっておりますけれども、難しいところをやっぴりかみ砕いて、わかりやすくするのも一つの課長の役割だと思いますので、その辺をかみ砕いて御説明をお願いいたします。

○税務課長（江口 司君）

お答えします。

この住宅取得控除の件でございますが、所得税の確定申告において、住宅控除の融資残高に1%ということですから、仮に20,000千円の融資残高があれば、1%が所得税として控除されるわけですね。その関係で、ここでうたっておるのは住民税でございますが、課税総所得の5%を乗じた額ということで、97,500円ということでございますから、97,500円の5%をすれば、課税総所得が大体1,950千円程度になります。その97,500円が最大でございますから、町民税控除については、97,500円の5分の3ということで、最大58,500円と。それから、97,500円の5分の2が県民税の控除でございますから、その5分の2ということで、39千円が控除されるということで、町民税、県民税含めて最大97,500円が控除されると。所得税の控除残に伴う控除でございますから、なかなか一概にですね、これはあくまでも参考例でございますから、最高引いた額ですね。うちの場合で最高が、これは平成21年度の住宅控除等の控除ですが、96,850円、一番少ないので400円、700円というところもございます。これは県民税も含めてですけど。

そういうふうに融資残高に伴う控除でございますから、かなり幅があるというふうなこと

でございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第52号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第53号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第53号 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（平古場公子君）

現在、国で決められた金額が380千円ということで、ことしの10月1日から420千円になるということなんですけど、ここに提案理由として書いてはありますけれども、この差額の内容を説明していただきたいと思います。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃった金額なんですけど、ここに条例の改正ということで上げております350千円、先ほど380千円と言われましたけれども、この条例の改正、太良町国民健康保険条例の（出産育児一時金）第4条の2なんですけれども、「350,000円を支給する。」の後に、ただし書きがございます。ちょっと読み上げますけれども、「ただし、町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。」ということで、これが380千円じゃなくて350千円と書いてあるのは、この加算が入っていない分でございます。この350千円を390

千円に変えるという条例の改正でございます。

これは国の緊急少子化対策で始まりまして、30千円の加算措置は1月の段階で条例を改正いたしております。この30千円は、産科医療補償制度に加入している医療機関での出産ということになっております。在胎週数が22週以上で30千円の上乗せということで、これを合わせますと、390千円に30千円入れますので、総額420千円ということになっております。

以上です。

○3番（平古場公子君）

そしたら、計算したら1年5カ月の時限措置ということで、決して少子化対策にはちょっとならんかなと思うんですが、この23年の3月以降、政権が変わって民主党さんが子育て支援に一生懸命なられていますので、前倒して何かどんと大きな対策をとられるかもしれないけど、以降、現時点ではまた金額が戻るということですか。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

一応、この改正は時限法でして、有効期限を定めた法令でございます。ですので、この経過措置に上げてありますとおり、23年3月31日までは上がるんですけども、その後は戻るということでございます。一応、これが改正になるときに、国のほうでも大分論議がありまして、その後を手厚く措置をせんと何もならんだろうというような意見が多数っております。それで、とりあえず将来はそのままいこうかという話まではなっておりましたけれども、この間の選挙で変わりましたので、その後はどうなるか、ちょっと不明でございます。

以上です。

○6番（川下武則君）

関連ですけど、350千円から390千円に40千円上げるということですけど、もっと上げることはできんとですかね。せっかく改正すつとやけんが、もうちょっと思い切ってますよ、子供さんをいっぱい持ってもらうごと、あと100千円でも200千円でもどんと上げて、太良町ではいっぱい子も持つぎにや、私も5人おっばってますよ、給付金をいっぱいもらえるというふうに、何か目玉商品として改正はできんとですかね、町長。

○町長（岩島正昭君）

これはあくまで国の施策でありまして、経過措置ということで、平成23年の3月31日までとなっております。その時点で、期限が31日までとなっておりますから、その後に状況を見ながら、町単独でも検討したいと思っております。これはあくまで国の施策で350千円から390千円になっておりますから、上積みについては、また再度、皆さんたちとその時期になれば協議をしたいと思っております。

○6番（川下武則君）

期待を持てる返事をいただきましたので、ありがたいことなんですけど、太良町に、亡く

なる人は結構、私も葬式に行っているんですけど、子供が生まれたというのをほとんど余り聞かないものですから、そこら辺で十分配慮してもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第53号 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第54号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第54号 財産の取得についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○2番（山口 巖君）

財産の取得ということで、ポンプ車ということでございます。町長の説明で、見積価格より約1,000千円ちょっと、見積もり、入札がされてとられたということでございますけれども、残りの5業者で入札をされたということですが、どのくらい、会社名は要りませんから、2番金額、3番金額、数字の説明だけ、最初いただきたいと思います。

○総務課防災係長（野口士郎君）

お答えいたします。

2番目の金額ですけど、17,740,811円です。3番目ですけど、17,793,311円となっております。

○2番（山口 巖君）

やっぱり、これは順当な入札じゃなかろうかと思うわけですが、今後、こういう入札、車の買いかえの予定ですね、そういうのがすぐでも迫っているのか。そしてまた、やはり今のような格好で、入札もきれいな格好で出していただきたいと思いますが。

最後に一言、車のこういう予定、あとどのくらい、こういうのが入っておるのか。

○総務課防災係長（野口士郎君）

お答えいたします。

平成22年度に2件予定されております。23年度につきましては3件です。

以上でよろしいでしょうか。

○10番（山口光章君）

今の答弁から言わせますと、2件とか言いますけど、消防ポンプ自動車がですか。実際、この議案は消防ポンプ、第4部ですかね、これでしていただいて、本当に栄町としても助かっている状況ですけれども。

今、3カ所ぐらい消防ポンプ車があるんじゃないかと思えますけれども、実際その消防ポンプ車でどこどこに何年後にまたかえるような、あるのかどうかですね。22年度に2台とかなんとかいうたら、それはひっくるめてでしょう。

○総務課防災係長（野口士郎君）

お答えします。

先ほど答弁申し上げました分につきましては、消防ポンプ積載車、動力ポンプの分の車体の購入ということで、平成22年度につきましては2台ということになります。

また、ポンプ自動車につきましては、山口議員申されたように、多良地区に4部に1台、糸岐地区に14部に1台、大浦地区に22部に1台ということで、更新につきましては、4年後に14部が予定としては回ってくるぐらいになるということになります。

○1番（所賀 廣君）

この消防ポンプ自動車ですけど、もう落札されたものでありますけれども、実際この太良町においてポンプ自動車が本当に必要なのか。その必要性、感じられる部分がありましたら、お答え願いたいと思えますが。

○総務課防災係長（野口士郎君）

お答えいたします。

消防ポンプ車の今回の購入等につきましても、ポンプの性能等も含めまして、操作盤、給水管が左右両方ついているということで、いろんな火災現場でも対応が幅広くできると、そういうのが1点と、また、ポンプ車のエンジン稼働に伴いまして、自動車のエンジンがかかるといって、一体化してポンプも動くということで、エンジン作動、イコール、ポンプも動くということになっております。

所賀議員のおっしゃった件につきましては、今後の社会経済情勢とか、いろんな財政状況の問題を含めたところだと思いますけれども、鹿島消防署太良分署にもございますけど、太良分署につきましても、人員がいっぱいいっぱいということで、なかなか救急対応とか、いろんな面で分署のポンプ車の出動につきましては、大浦地区につきましても15分ないし20分

かかるということになりますので、多良、糸岐、大浦に各1台あったほうが緊急に対応できて、幅広く対応できるようになるんじゃないかなと、以上のように思います。

○8番（久保繁幸君）

これ消防ポンプ、第4部の栄町としてありますが、消防ポンプ、耐用年数は何年になっておりますか。また、今度かえられる走行距離、どれぐらい走ったものなのか、教えていただければと思いますが。

○総務課防災係長（野口士郎君）

基本的に20年更新ということになってまいります。今回の4部の更新事業につきましては、平成元年12月12日に購入しております。走行距離につきましては、7,477キロでございます。以上です。

○8番（久保繁幸君）

7,477キロ、普通一般の車からいったら、1年も走っていないと思うんですが、下取り価格はどれくらいの下取り価格をなされたのか。

それと、その下取りされたものは、どちらのほうに、それは民間か、これは鹿島防災具店ですから、民間の方が処分されると思いますが、そのような行き先は、また町内でどこかに使えるようなところはないんですかね。

○総務課防災係長（野口士郎君）

申しわけございません。下取り等につきまして、ちょっと勉強不足でお答えできません。申しわけございません。

○8番（久保繁幸君）

そういうところも勉強なされるころだと思うんですが、これは消防ポンプが使用年数20年、動力ポンプは何年で更新なされるわけですか。

○総務課防災係長（野口士郎君）

同じく20年で更新をしております。

○12番（木下繁義君）

この消防消火に使った水代ですね、今、消防車には購入されるのに新しくメーターがついておるかと思いますが、例えば、今、太良町内は消火栓というものがあつたりして利用をされるわけですが、そういった水代というのは、どういうふうな内容になっておるか、ちょっと質問します。

○総務課防災係長（野口士郎君）

お答えします。

消火栓等の使用時の水道代等ということだと思いますけど、基本的に火災及び地区分団の訓練等につきましては、水道課の協力をいただきまして、使用前には申請を基本的にはするというので、使用後は町のほうで支払いをするということで行っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第54号 財産の取得について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5～第13 議案第55号～議案第63号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第55号 平成20年度町立太良病院事業会計決算の認定についてから、日程第13. 議案第63号 平成20年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9議案を一括議題といたします。

質疑に入ります前に、川次代表監査委員に決算審査の過程及び結果について、報告を求めます。

○代表監査委員（川次信康君）

議長の許可を得ましたので、このたび審査いたしました平成20年度太良町水道事業会計及び町立太良病院事業会計並びに一般会計と、6つの特別会計の歳入歳出決算等の審査意見につきまして、監査委員を代表し、その概要を報告いたします。

なお、詳しくは別紙決算審査意見書のとおり、久保監査委員と合議の上、調整し報告しておりますので、一通り要点だけを申し上げます。

まず、一般的な形式的審査であります。第1に、決算収支にあらわれた計数は正確であるか、第2に、経理事務は関係法令等に準拠し、適正に処理されているか、それに財産の管理運用、処分等は適正に行われているかなどを主眼として、関係帳簿及び証拠書類を照合し、あわせて例月出納検査等も考慮して審査いたしました。

次に、実質的審査につきましては、事業会計、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに財調や目的基金のほか定額運用基金の運用状況に関する審査内容であります。審査の結果、決算収支上、何ら計数に不整合な点や違算等はなく、歳入歳出差し引き残高においても、指定金融機関の預金高と符合しており、また、基金の運用状況に関する増減等に誤りはなく、現在高は正確であることを確認いたしました。

さらに、予算の執行につきましては、歳入の増収確保とあわせ、歳出は執行の効率化と平

準化に配慮しながら各種施策が推進されており、予算の経理、財産の管理、財務に関する事務事業も議決の趣旨に沿って、適正に処理されていることを認めました。

以下、平成20年度各会計ごとに決算の具体的な審査内容について、審査意見を添えて報告すべきところですが、執行部の行政実績報告と重複する点もありますので、手短に要点だけを申し上げます。

それでは、初めに、水道事業会計の財務及び経営管理について申し上げます。

財務事務等の執行状況については、決算収支上、不突合や違算等は見受けられず、適正に処理されていることを確認いたしました。

経営管理面につきましては、本年度も給水戸数、人口ともに減少化が進み、これと並行して、当然ながら給水収益の落ち込みがあり、さらに営業費用の中でも減価償却費の増加傾向は否めず、結果として本年度純利益は1,132,412円となり、前年度より952,935円、45.69%と、前年度に引き続き減少いたしております。

また、資本的収支では、給配水管布設工事など、漏水防止の保全対策に取り組み、有収率の向上が図られておりますが、水道事業の経営環境は、簡易水道とともに、ますます厳しい状況に置かれ、早急な対策が望まれます。

ただ、本年度3月議会で水道料金改定の議決がなされており、21年度以降、これが事業経営にどう反映されるか、今後の経過を見守ると同時に、公営企業本来の独立採算制の本旨を忘れず、企業経営の健全化に努め、安全・安心な生活給水を住民に提供されるよう期待するものであります。

次に、病院事業についてであります。前段の水道事業会計と同様に、財務事務の執行は、適法で妥当な処理がなされていることを認めました。

事業の経営管理については、苦しい経営状況の中にあつて、本年度、医業収益の増収があり、また、通所リハビリ事業は前年に引き続き黒字を示し、一定の効果があらわれたものの、総体的な事業収支では、前年同様130,755,818円の赤字が生ずることとなりました。

月刊「地方財務」の資料によれば、全国自治体病院の現状は、19年度末現在で957の病院がある中、73.6%、7割以上の施設が純損益赤字の状態、また、主な経営指標の平均は、総収益対総費用率83.6%、医業収益比率84.5%、給与費対医業収益比率63.1%と言われ、本町立病院における本年度決算の実態も、ほとんどこれに近い状況で、深刻な経営危機をはらんでおります。

本年度、総務省の地方公営企業経営アドバイザー派遣事業の指導や公立病院改革プラン策定に係る町立太良病院改革委員会の設置により、経営形態の変更の道筋が示されておりますが、何よりもまず第一に、赤字体質の病院再生、立て直しは、病院自身の自己変革、熱意と決断力にあることは言うまでもありません。

今後、長期展望に立った未来志向の地域医療サービスの提供は無論、眼前にある経営健全

化に全精力を傾注し、町民の要請にこたえられるよう強く希望いたします。

最後に、一般会計及び6つの特別会計の審査意見であります。この中で、本年度の動きとして、一般会計と山林特別会計では繰越明許費が計上され、翌年度へ一部繰り越されましたこと、それに、老人保健から移行し、新たに創設された後期高齢者医療特別会計決算が加わったことであります。

全会計、いずれも決算収支は黒字を示し、その決算剰余金は、法令等に従い、基金への繰り入れをするなど、しかるべき財政措置がとられ、順当な予算執行と行財政の成果が得られたものと確認いたしました。

審査の過程で見た本年度決算の特色は、世界的な金融危機の影響で、国県支出金の伸びに加え、地方交付税回復の兆候が見え始め、前年同様、今年度も増収がっております。

一方、歳出面では、平成17年度に策定された行財政改革プランに基づく人件費、物件費等消費的経費の徹底的経費削減や指定管理者制度の積極的導入など、行財政の効率化、安定強化を図ると同時に、定住化促進事業や特産地づくり活性化事業等に力を入れ、なお余剰で生じた経費を基金に積み立て、後年度財源の確保に資された業績は高く評価すべきものと判断いたしております。

最後になりましたが、財務事務の執行状況及び具体的な決算の内容等については、久保監査委員ともども、年間の監査計画に従い、定期監査等で職員の説明聴取を受け、確認いたしております。また、地方債の現在高状況、基金の異動状況及び財産に関する現在高状況の調書については、別紙決算審査意見書に掲載いたしておりますので、後ほどごらんになっていただければ幸いかと存じます。

以上をもちまして、平成20年度歳入歳出決算等の審査意見の概要について報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

以上で代表監査委員の報告を終わります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号から議案第63号までの9議案につきましては、正副議長を含め8名の議員で構成する企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、議案第55号から議案第63号までの決算の認定については、

企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りします。ただいま決定されました企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会の委員については、太良町議会委員会条例第6条第1項の規定により、1番所賀君、2番山口巖君、3番平古場君、7番見陣君、9番末次君、12番木下君、以上6名を指名し、議長、副議長を含めて8名としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に、企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に末次君、副委員長に見陣君が互選された旨の報告がありました。

以上で報告を終わります。

日程第14 議案第64号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 議案第64号 平成21年度太良町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

11ページの歳出の、衛生費の部分で69,528千円補正になっておりますよね。これは何か、インフルエンザの関係とかになるんでしょうかね。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えします。

歳出のほうは、一応21ページのほうに上がっております。保健衛生総務費、予防費、病院費とか、その積み上げの金額でございます。

以上です。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○12番（木下繁義君）

19ページの地域支援事業として、委託料の生活・介護支援サポーター養成事業委託料として社協に委託というようなことを町長の説明であったと思いますが、これの内容をお尋ねいたしたいと思います。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

県の緊急経済対策事業の一環として、平成21年度に限り行う事業でございます。内容といたしましては、生活・介護支援サポーターという方々を養成すると。主に居宅の高齢者の相談等に当たって支援を行います。そういうことで、10月から半年間をかけてサポーターを、町内の福祉協力員さん等をお願いいたしまして、研修等をやりながらサポーターを養成していく事業でございます。

以上です。

○12番（木下繁義君）

わかりましたけど、このサポーター事業の養成、何名ぐらいの養成を考えていらっしゃいますか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

大体30名から40名程度を予定いたしているところでございます。

以上です。

○10番（山口光章君）

21ページの、目の5. 火葬場建設費の中で工事請負費が52,200千円ですか、これは造成工事というようなことで聞いておりますし、また、水道の布設ですかね、そういうような面に係る費用だと思っておりますけれども、ざっと計算して、あの火葬場の建設費ですね、ひっくるめて大体、私も地元なので、いろいろな面で説明をせにゃいかん面がございますので、知っておかにゃいかんというようなことで、設計料まで合わせて大体どれぐらいのあれで建設される予定であるのか、そこら辺をちょっと説明願います。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

火葬場の総事業としまして、事業を大きく4つに分けて、建設工事費、設計監理、用地造成費、用地取得費と大きくちょっと分けましたところ、もう現在執行をしている業務もでございます。それで、今後業務をするのが建築工事となりますけれども、建築工事費で380,000千円程度、火葬炉を含みます。設計監理費20,000千円程度。用地造成費、今回補正をお願いしております52,200千円。用地取得は3月にもう終了しておりますので、31,911千円。総額480,000千円ほど見込んでおります。

以上です。

○10番（山口光章君）

480,000千円とすごい金額で、特殊なあれですから、それはやむを得ないと思いますけれども、実際、火葬場建設が完了した場合、もとの火葬場はちょっともう廃止するというような形になりますけれども、その点、今の火葬場を使用するに当たり、工事中支障がないかどうか、そこら辺をちょっとお伺いいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

議員言われますように、火葬場建設中でも既存の施設を使うということが当然ありますので、その辺は業者がとった時点で十分、火葬に来られた方、そういったことで事故等がないように指示などをして、どちらもうまくスムーズに進めるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○11番（下平力人君）

23ページの農業振興費、有害鳥獣被害防止対策費補助金ですね、今回1,875千円。6月に10,705千円ですか。この対策については非常に御苦労なさっておると。特に、これは主にイノシシ被害ではなかるうかと思いたすけれども、今のところ、捕獲してもなかなか減らないという現状を見たときに、今後の対策というのは本当に大変だなというふうに思いたすが、その辺の対策として、今後こういうことをすればいいんじゃないかろうかというような案といましようか、こういうのを持っていたらっしゃるとすれば、お聞かせ願いたたいというふうに思いたすが。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えします。

この事業は、交付金を活用した事業ということで、6月に補正を計上した経緯がございます。そのときに、年々、イノシシの被害による農作物等、あるいはずっと里のほうにおりてきているという現状を踏まえて、上司に相談して、緊急にこういうふうな対策をしてもらっているという状況であります。

今回、こういうふうな90%の補助をして、さらに捕獲、撲滅に向けた取り組みをやっていこうということで今回したあれですから、これを根気強く。今の現状からすれば、藤津・鹿島地域の捕獲数からすれば、どういうことかわかりませんが、太良町は頭数的にはかなり低いんですけれども、ずっと向こうから追いやられたりとか、長崎県のほうから来たりとかする可能性も出てきますので、地道にそういうふうなことで捕獲、あるいは防御というふうな形でやっていきたいとは思っています。

○11番（下平力人君）

今説明がございましたけれども、これがなかなか、例えば、捕獲してはできないと、禁猟区等々もございまして、なかなか自由にできないという区画がございますから、そこに入り込めばもうとれないということで、その辺の今後の見直しといいたいまいしょうか、こういうのをやっていきませんと徹底した捕獲ができないというふうに思いますし。

それからもう1つは、今、何人かの猟友会の方とか、あるいは鑑札を持った方々が捕獲に一生懸命力を入れていただいておりますけれども、なかなか思ったようには、先ほど来申し上げるように、捕獲が進んでいかないという事情もございますので、できれば、今、農林水産課でやっていらっしゃるようなことで、各自治体、行政区に鑑札、免許ですね、こういうのを取っていただけるような方向で積極的にこれはやっていただきたいなというふうに思います。

それとまた同時に、ここ二、三年の農作物の被害状況はどういうふうになっておりますか、お尋ねします。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えいたします。

今、町のほうで推進しているのは駆除ですね。駆除については、一応ことしの3月いっぱいまで申請をしなければいけないわけですね。申請をして許可が出たときに、駆除補助員ですか、捕獲等の許可従事者、この資格を取れば町のほうに申請をしていただいて、何月から何月までということで、4月1日から3月31日まで駆除をしますよということであれば、その人が許可従事者であれば、ほとんど1年間駆除できると。

狩猟については、もう御存じのとおり、佐賀県の場合は特例で、イノシシに限っては11月15日から翌年の3月31日まで狩猟できるということになっております。捕獲等の許可従事者の資格を毎年更新せんばいかんもんですから、町としても初めての人については補助はしていますけれども、2回目以降についてはちょっとそこまではしていないという現状があります。

基本的に、今回、箱わなとか、くくりわなとか推進しましたので、地域の方たちもそういうふうな認識を持って、資格を取って駆除に当たられるということになるかと思えます。御存じのとおり、山奥とかなんとかというとはなかなか、箱わなを設置したりなんかというのはかなり困難だと思いますけれども、できるだけ太良町からそういうふうな、これはもう太良町だけの問題じゃなくして、広域的な取り組みをしながらやっていきたいなと思っております。

次の被害面積等でありますけれども、過去3年分ですよろしいでしょうか。平成18年度が水稻で約270ヘクタール、被害金額で1,956千円、ミカンで910ヘクタール、3,441千円——もう農作物の計ですよろしいですか。

平成18年度が水稻、ミカン合わせて1,180ヘクタールで5,397千円、それと19年度が1,521

ヘクタールで金額として4,478千円、平成20年度が面積が976ヘクタール、金額として3,711千円ということで、この調べについては、水稲についてはJ A及び営農計画書から持ってきております。ミカンについてはJ A及び果協、この資料から持ってきておりますので、100%の資料じゃございません。

○10番（山口光章君）

25ページの目の6. 道の駅整備費、道の駅のグランドオープンの記念式典というようなことで、恐らく、この時期に補正するということは、もう間近にそういうふうな時期が来るのじゃないかと。そしてまた、県下でも数ある中で、有明海に面したすばらしい場所にある、最も広い道の駅だと、私はそのように思っております。これは人気の的です。

そこで、この道の駅のオープンにつきまして、どういったプログラムとセレモニーの内容なのか、そこら辺をお尋ねしたいと思いますし、そしてまた、来賓かれこれ、いろんな方々が出席されると思いますけれども、どういうふうな形をとっていかれるのか、そこら辺をちょっと説明していただきたいと思います。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

道の駅のグランドオープンにつきましては、今、たらふく広場の前の国道工事が、改良工事が行われておりますけれども、その部分が10月の上旬には完成予定というふうにお伺いしております。

それともう1つ、今現在は今年度の予算で計上させていただいております、たらふく広場の北側の公園整備、20年度の繰越事業であります南側の広場の公園整備工事という、町の事業が2つと県の道路改良が1つということで、それをすべて12月上旬には完成をしたいということで計画をしておりますので、グランドオープンにつきましては、12月下旬にグランドオープンを開催いたしたいというふうに思っております。

グランドオープンの内容につきましては、どういう方々を御招待してグランドオープンの記念式典を行うかということでございますが、道の駅全体のグランドオープンでございますので、国土交通省、あるいは国会議員の方々、県議会議員の方々、あるいは新幹線の整備で助成金等をいただいておりますので、そういう関係の方々、もちろん議員の皆様方、そういう方、約50名程度御招待をしてセレモニーを行いたいと思っております。

以上でございます。

○6番（川下武則君）

関連ですけど、せっかくそういうイベントをするんだったら、多良岳材なんかを使って、観光誘致というか、案内板をつくったりとか、建物をつくったりとか、そういうのをしたらいかがなもんかと思うんですけど、どうでしょうか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

グランドオープンの中身につきましては、基本的にグランドオープンの式典等を行いますけれども、それと並行して、農業委員会に任意団体がありますけれども、太良町家族協定締結農業者連絡協議会という任意団体がございますけれども、そちらの方が町の物産等を持ち寄って販売等、あるいはPRをやりたいということでお話がありましたので、そういう方たちとタイアップして、町の特産品等のPRのイベントも同時に開催をいたしたいと思っております。

以上でございます。

○6番（川下武則君）

私が今言ったのは、案内所みたいなやつを、多良岳材を使って、ちょっと余裕がある、来賓の方がいつでも来たりとか、お客さんが来て、どこのホテルがよかろうとか、そういうのが一目瞭然でわかるような案内所を設置したらどうかということをお話しております。

○議長（坂口久信君）

川下君、ほかの項目で質問されたらどがんかなと思いますけれども。

○6番（川下武則君）

このPRですよ、このオープンに先駆けて関連でどうかと思ってですよ。

○議長（坂口久信君）

その質問については、後の項目が多分何かあるかと思しますので、そこで質問をされたらいかがですか。

○10番（山口光章君）

ちょっと聞き忘れておりましたけれども、北側のほうですね、今いろいろあれしておられますけれども、あそこのほうにはトイレはできるんですか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今現在、設計中でございますけれども、北側の広場については、トイレは設置予定ではありません。

○3番（平古場公子君）

21ページの里帰り妊婦健診のことでちょっとお尋ねしますが、185千円というのは、何名の方で、1人当たり幾らの金額で計算をしてあるのか、お尋ねいたします。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

21ページの里帰り等の妊婦健診受診費助成金ですけれども、金額が92,500円。これは健診14回に広がりまして、その分の92,500円の、これは2人分の185千円を計上いたしております。

ほかの2人分以外の方は、佐賀、長崎、福岡県あたりは、佐賀県全部契約を結んでおりまして、病院にお金を払う、健診をするときに請求書がこっちに参るということになっておりますが、この里帰りについてはどこに帰られるかわかりません。それで、北海道かもわからんし、沖縄かもわかりませんので、うちと特別に契約ができれば委託料のほうで払うようにいたしております。

これは契約ができない方が今既に1人いらっしゃいます。ですから、今度3月までの間に契約ができないところがひょっとしたら2件ぐらいあるかなという予測を立てまして、この分は償還払いといって、健診を受けられたお金を1回個人で払っていただいて、その領収書を持って、うちに申請をしていただくと。そういうふうになりますものですから、助成金です、ちょっと補助金絡みになってくるものですから、項目としては負担金補助及び交付金に計上させていただきます。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

19ページの目の4の20、扶助費のところでは身体障害者補装具交付・修理費の件ですけど、補装具が年間どれくらい申請があっているのか、修理費がどれくらいあっているのか、そして、その品目というのですかね、どういうものがこういうことをされているのか、お尋ねします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

年間15件から20件の間でございます。主に、修理というのは少のうございます。ほとんど新規で購入をするというようなことでございます。

補装具等の品目という御質問でございますが、まず、車いす、それから座位保持装置というようなことで、着席等をした場合に、その状態を保持するための装置がございます。それから、短下肢装具というのがございます。足の不自由な方で、どうしても右足と左足のバランスが保てないというような場合には、靴の底の厚いような、短下肢装具というようなを着用していただいて、移動なり、そういうことに対応ができるようになっております。それから、補聴器、それから盲人の方のつえ、そういうようなものがございます。修理につきましては、ほとんどが車いすのタイヤの交換というようなことになっております。

以上でございます。

○7番（見陣泰幸君）

参考のためにですけど、ここ二、三年ふえている状況なのか、その増減あたりを、3年か4年ぐらいでいいですから、ちょっと教えてください。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

決算金額で申し上げます。平成19年度が1,352,896円、平成20年度が1,206,776円、それから21年度が6月末現在で938,600円の執行を終えているところでございます。

以上です。

○10番（山口光章君）

27ページの目の住宅管理費の中で、町営住宅屋上の改修事業というようなことで、油津、栄町、亀ノ浦団地と。

この改修も結構でしょうけれども、一番私がいろいろ耳にいたしましたのは、駐車場問題です。これはどうしても、ああいうふうな狭い場所に、ある程度の駐車場しか確保できないというのは、これは事実でありまして、しかし、私が目にとめているところは畑田住宅です。もう実際、駐車場の中じゃなしに、その中の道路とか、あとは町道にもとめておられますね。しかし、低所得の方が車を2台も3台も持って、そこにおられるというのは、最初は、ごまかして入ったんじゃないかと、そのように私は思うわけですよ。2台、3台持っている方を、これは低所得と言えるのだろうかと思うような気もいたしまして。

それはある程度、要するに、所得が上がったら家賃も上がりますけれども、車自体があのようにごちゃごちゃしておったら、例えば、火災とかなった場合に、これはどうすることもできないんじゃないかと、そういうふうに見受けられるわけですよ。だからといって、駐車場を広げろといっても、どうしようもなかですもんね。だから、畑田団地の場合は2棟あって、あと新棟が1棟できましたよね。あの部分が本当は駐車場だけど、あそこもうまいとこ利用してピロティーにして、げた履きにしてつくったわけですけども、それでも間に合わんような状態と。これはひとつどうにか考えんといかんと思うような人がおられましたので、それだけちょっと。

屋上の改修も結構でしょうけれども、これはもう仕方ないことですけども、駐車場の問題もひとつ頭に入れて考えてもらわにゃいかんということも。これはどこでもですよ、油津の団地にしろ、何にしろですね。あの辺は国道から離れておるから、どこでんかんでんとめらるっけんよかろうばってんが、町道に並べてとめてあったり、駐車場の入り口の道路なんかにもあれしてね。災害とか、それこそいろいろあった場合はパニックになるんじゃないかと思えますけれども、そこら辺も十分考えて、何かあれでもありましたら考えてください。ちょっと一言だけ。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

確かに、山口議員おっしゃるとおりに、低所得者向けの住宅ですから、大体、1軒に1台が原則ですよ。それで、1戸1台でのスペースでできておるものだから、どうしても2台、3台持っている、そういうふうな現象が起きるということで、今後、早速、建設課長に命じて、班長さんを通じて、畑田の前田病院の九電の跡地が町有地がございまして、あそこに駐

車していただくというふうに、班長を通じて、2台、3台持っている人にはそういうふうな忠告をしていただきたいと思います。

それともう1つは、油津住宅につきましては、ああいうふうで狭いということで、場合によっては病院の裏のほうの駐車場も使用していただくということも可能と思います。

以上です。

○10番（山口光章君）

例えば、10歳の子供を持った方が団地に10年おったとしても、二十になれば免許でも取って車が1台ふえるわけでもんね、通勤用に。これはやむを得ないことでありますけれども、ああいった車庫証明なんかはどういった形でされておるんですかね。駐車場の証明とかなんとかする場合はですよ。もしわかりましたら教えてください。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

車庫証明につきましては、買いかえ等の場合、本人さんが役場のほうに来られたり、また、自動車屋さんが証明書もらいに来られております。うちのほうは、それぞれの1台ずつのスペースはありませんので、町営住宅の敷地内ということで一応証明書は発行しております。今までそういうことで一応発行はしておりますけど、特に証明書の発行自体は問題はありませんので、今後も、何か検討しなければいけないとは思っておりますけど、今の状況は以上のとおりです。

○11番（下平力人君）

今の関連ですけれども、この屋上改修ですね。これは内容説明と、これで大体全部完了するのか。それと、住宅、築何年というのがございますですね。大体そこら辺を教えてください。

それと、先ほど言った禁猟区についての見直しというのはできんもんかどうか、お願いします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

この町営住宅の屋上改修事業につきましては、まず油津団地は当初予算で計上いたしております。今回、国の1次補正に係り地方負担分の90%が交付金としてもらえるということでありましたので、残りの亀ノ浦、畑田、栄町団地、すべての団地について同時に行いたいということで県のほうに要望いたしました。県のほうの配分によりまして要望額がちょっと減額になりましたので、今回補正で上げておりますのは栄町団地の2棟、亀ノ浦団地の2棟、畑田団地の1棟であります。あと、畑田団地の2棟が残ります。これは比較的新しい、平成になって建てられた住宅でありますので、この2棟につきましては22年度以降、検討したいと思っております。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

禁猟区の見直しの件については、私のほうでもちょっとわかりかねますで、後ほど検討してお答えします。

○11番（下平力人君）

築、いわゆる住宅を建てた年月日、これをちょっと教えてくれんですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

栄町団地のRC1棟が昭和56年度です。RC2棟が昭和57年度。畑田団地のRC1棟が昭和57年度、RC2棟が平成元年度、RC3棟が平成5年度です。油津団地のRC3棟が59年度、5棟も59年度です。亀ノ浦団地のRC1棟が60年度から61年度の2カ年で、RC2棟が同じく61年度から62年度の2カ年で建築しております。

○10番（山口光章君）

28、29ページに引き続いての教育費ですね、小学校費、中学校費。この教育振興費の中で備品購入費が400千円減になっておりますけれども、その理由。両方とも400千円ずつですね。それ、理由をちょっとお願いいたします。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

答弁いたします。

小学校、中学校の教育振興費の備品の減額の件につきましては、今こちらのほうに、事務局費のほうでございまして、備品購入費4,900千円、学校ICT化備品ですね。この事業につきまして、5,215千円の事業でございまして。これは県の直の事業で計画されておりましたけれども、各市、町のほうに委託事業に変更されまして、うちのほうの大浦中学校と、小学校では川副町ですかね、2校指定されました。そういったことで、そちらのほうの備品で対応できる分を減額しております。

○8番（久保繁幸君）

その28ページ、まずは電子黒板というのはどういうものなのか、一応御説明をいただきたいと思います。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

簡単と言ったらいかんとすけど、今、テレビ局のほうで天気予報等ですね、高気圧がこういうふうに動きますとか、台風がこういうふうに行きますというようなことで、画面において静止した状態を動く状態にしてですよ、そういったことを各学校の教科におきまして、理科等でも、実験等をこういうふうにしたらこういうふうに変わりますというようなことで、黒板を動く画像で教育をしていくということでございます。

○8番（久保繁幸君）

そしたら、それは簡単に先生方ができるようなシステムになっているわけですか。そして、どこまでのそういう研究材料ができるのかですね。各教科ごとにみんなできるのか、今言われたように理科なら理科だけなのか、全科目できるのか、お尋ねいたします。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

一応全教科というようなことでできるようにソフトができております。それから、学校の先生にも学校ICT支援事業というようなことで指導する方を配置しております。これは、今度緊急的に国のほうから交付金が来ましたので、そちらのほうで対応させていただいております。

○7番（見陣泰幸君）

23ページの畜産業費で高齢者牛飼育基金返納金とありますけど、これの残金、あとどれくらい残って、あと何年ぐらい返納するのか、質問します。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えします。

今回、補正で計上させている分は、平成15年中に貸し付けた導入牛の国への返済金でございまして、あと平成16年度、大体32頭分の17,688,882円、これについては変動します。その17,688,882円のうち、大体基金造成比率が国、県ともに0.387674073という比率で積み立てておりますので、それで掛けた数字ではじいた金額が平成16年度分が6,857,520円、平成17年度が33頭で18,853,581円、そのうち国に償還金として返す分が7,309,044円ということで見込んでおります。ですから、合わせて13,800千円程度、今後2年間で償還する予定でございまして。

○7番（見陣泰幸君）

済みません。その下の繰出金ですけど、説明では佐賀県乳用牛特別導入事業基金へ繰出金とありますけど、この導入事業基金の内容を質問します。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えします。

この事業というのは、国の高齢者肉牛飼育事業の廃止に伴う補助金の返還が生じたことによって、当時、平成18年3月に突如、国が、いわゆる小泉改革の余波によって打ち切りということを受けて、平成18年度に町単独による基金の造成を行っております。大体この高齢者肉牛飼育事業というのは、国、県、町が出し合って造成した基金でございましてけれども、国のほうがもう返せということで、それぞれ貸し付け年度に合わせて後年度に牛の導入基金が返ってきますので、その分を随時返していくと。平成18年当時は町単独でして、19年度になりまして、県のほうでも県単独事業による佐賀県肉牛の特別導入事業へ移行したことによって、県の返還分と町の返還分を合わせて、また町費を造成して、毎年基金を造成して、その

基金で定額運用をやっていくという制度でございます。

○1番（所賀 廣君）

21ページの目の5．火葬場建設費ですが、この造成工事ですけど、造成工事の発注方法はどのように考えておられますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今回の用地造成につきましては、造成費と水道工事を見込んでおりますけれども、造成につきましては、発注方法としましては指名競争入札で行いたいとは考えております。

以上です。

○1番（所賀 廣君）

造成、かなり広いわけですが、今仕事がない時代、例えば、2工区とか3工区とか4工区とかを分けて、業者の方がいっぱいふえるといいますか、工区を分けて発注するというふうなお考えはございませんか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今回の造成につきましては、道路拡張等も含んでおります。しかし、今回、今議員言われるように、工区別に2工区か3工区に分けるといような、そういった考えはなく、一括で発注したいと考えております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

先ほど川下議員の質問をとめましたけれども、25ページの観光費のほうで質問をされたらと思いますけれども。後で考えてください。

○5番（牟田則雄君）

7ページの一般会計歳入歳出表の第2表で、公会計システムの構築委託料が減額補正になっているんですが、1,115,400円。これは減額のマークは、△はどこに持ってくるものか。これは、表示の仕方がこれだけ特別なものかどうか。私、これは初めてですので、説明をお願いします。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

この表示の方法については決まっておりますので、こういう形で提案をさせていただいております。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

この場合は、この表示ですることということで決まっておるわけですね。はい、わかりま

した。

○9番（末次利男君）

23ページ、先ほど見陣議員からの質問があっていたようですが、この高齢者牛というのは農家にとって大変助かっている事業だと思っておりますけれども、これは先ほど説明があったように、平成18年度の国の返還にかかわる予算措置だと思っておりますが、かつて、この返還分についてでも結構ですので、ここで非常に、この運用状況というのは良好だと、ふだんから聞いておりますが、その中で、完璧でないわけですので、その不妊牛率、それから事故牛率、これはどのくらいになっているのか、お知らせ願いたいと思います。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えします。

不妊牛率については、ちょっと資料を持ってきておりませんので、後ほど資料として確認した後に報告ということでかえさせてもらいたいと思います。

事故というのは廃用頭数でよかですかね、それとまた違うですかね。（発言する者あり）
そしたら、そっちのほうも後ほど資料を見て。

○6番（川下武則君）

済みません。先ほどのやつですけど、議長から言われました、25ページの委託料の中で、たら観光客誘致のPR事業に350千円とありますけど、これは何でしょうかね。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

観光費の委託料の350千円の増額でございますけれども、この事業につきましては、ふるさと雇用再生基金事業の1つでありまして、太良町観光協会に委託をしております観光PR推進事業でございます。この事業につきましては、人件費と、あと事務費等も含めて予算を計上しておりましたけれども、どうしても機動的に観光PRをするということにつきましては、商工会と兼務をしておりましたけれども、今回、この事業をもちまして観光協会に専任の職員を配置ができております。

その中で、兼務をしておりました商工会においても専用の車がないということで、どうしても機動的な観光PR事業、あるいはマスコミ等への宣伝等に対して車が必要だということで、車の購入についてはこの基金事業はできませんので、リースについていかがなものかということで県のほうに御相談をいたしましたところ、リースであれば雇用対策の事業として対応できるということで御回答をいただきましたので、その基金事業の交付金を使いまして車のリース分320千円と燃料費の30千円を追加補正させていただいている次第でございます。

以上でございます。

○6番（川下武則君）

わかりました。

それで、先ほども言いましたけど、せっかく太良のPRをするのに、もうちょっと予算を組んで、観光案内所とかなんとかをもうちょっと大々的につくって、多良材のPRにもなるかと思うんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

先ほど御答弁いたしましたけれども、太良の観光において、観光協会に専任の職員が配置できるというようなことを課題としてずっと持っておった次第でございます。それで、今回のふるさと雇用再生基金事業を使いまして専任の職員を3名配置させていただいておりますので、その観光協会において、先ほどお話があった道の駅のグランドオープンの折とか、そういうのを利用して大いにPR事業をしていただきたいというふうに思っております。

幸いにも道の駅については、多くのお客さんが太良町に来町させていただいておりますので、その道の駅のお客さんをいかに、逆に旅館組合等、例えば、カキ焼き等に誘導するかというも課題でございますので、そういうことも含めて観光PR事業に、観光協会ともども強力に推し進めていきたいというふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。

○副町長（永淵孝幸君）

今の課長の答弁に補足させていただきますけれども、実は道の駅を利用した交流拠点づくりというようなことで、またそちらのほうにも2名、今度雇用して、太良の観光PRに努めるというようなことで対応いたしております。ですから、道の駅にも2名いるというようなことで、よろしく申し上げます。

○1番（所賀 廣君）

今の話に関連するわけですが、川下議員が言われたように、たらふく館のほうに、そういった観光案内所といいますか、この観光協会で雇われている方は、できたら商工会の中じゃなくて、たらふく館のほうに何かをつくって、そこでPR活動をする。それと、今度できました、たらふく館別館ですか、あそこの中にも液晶のタッチパネルといいますか、太良町を宣伝するような、そういった観光設備、案内設備もありますので、一緒に行動をしていただければ、よりよい観光作戦といいますか、観光活動ができるような気がしますが、その辺どうお考えですか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

先ほど副町長からお話がありましたように、たらふく館のほうにも観光の活性化ということで情報発信の施設があります。そこに物産の開発とPRということで、これも雇用対策事業で2名雇用をしておいて、そこで活動をしていただいている次第でございます。

以上です。

○1番（所賀 廣君）

そこで2名、観光協会のほうに3名いらっしゃって、合計5名というふうなスタッフかと思いますが、ともに共存共栄といいますか、やることはほとんど一緒、観光案内、そういった感じで動かれると思いますので、たらふく館のほうに一緒におられたほうがよりよいような気がいたしますが、前向きな姿勢はありませんか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

最終的に観光協会がどう考えられるかという問題でございますけれども、たらふく館の道の駅の別館あたりに情報発信拠点を設けておりますので、そこで直接住民の皆さんに接しながら観光のPRをしていただく部門と、観光協会については全体ですね、町外に出向いていかれてマスコミ等の対応とか町全体の観光戦略を練っていただくというような、一応現場と直接住民の皆さん、あるいは観光客と接する部門の2名の方と、あと事務的を含めたところの観光全体のことについて、フットワークを持ちながらPRをしていただくという部門に一応分けた形で事業を展開させていただいておりますので、今、所賀議員の御指摘の部分については十分観光協会とも協議をして、相乗効果が出るような事業にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（久保繁幸君）

24ページ、治山費の2,310千円の補正は、林地崩壊の1カ所という御説明がありましたが、これは場所はどこでしょうか。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

お答えします。

針牟田の誓願寺さん、多良保育園に行くとき、境内地内の山の崩壊です。

○8番（久保繁幸君）

その広さといいますか、規模はどれくらいの規模で崩壊いたしましたんですか。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

延長15メートルということで事業申請はしております。

○2番（山口 巖君）

30ページ、農地災害等、ここに上がっておりますが、施設が4カ所ということで町長の説明がありましたけれども、施設の場所と施設の被害額がどのくらいかわかったら、そっこのほうからお願いいたします。

○建設課長（川崎義秋君）

施設の場所については4カ所、資料をちょっと持ってきておりませんので、申しわけありませんけど、後のほうでよろしいでしょうか。被害額につきましては、施設のほうで5,200

千円程度であります、4カ所です。よろしいでしょうか。

○2番（山口 巖君）

場所がわからないということですが、施設の建物の内容ですよ、私が言ったのは。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

これは農地等災害復旧事業でありますので、農道と水路が対象でございます。

○7番（見陣泰幸君）

28ページと29ページの学校管理費の耐震補強設計委託料、この残りはあとどれくらいありますか。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

答弁いたします。

あと1カ所でございます。

○7番（見陣泰幸君）

済みません。小学校と中学校とありますけど、両方ともあと1棟ということでいいですかね。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

今回お願いしておりますのは、多良小学校の職員室のある棟と多良中学校職員室のある棟でございます、あと1カ所は小学校、大浦小学校が1カ所でございます。

○8番（久保繁幸君）

26ページ、道路維持費の9,000千円の補正は、橋梁の長寿命化修繕計画策定事業に係る費用というふうな説明を受けたんですが、15メートル以上の橋梁というのはどこどこどことなりますか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

今回、補正で計上いたしております橋梁長寿命化計画策定委託料の分は、2メートルから15メートル未満の92橋と15メートル以上の5橋でございますけど、この5橋については広域農道関連で整備された橋梁でございます、江岡峠線、町道の伊福江岡区境線にかかっている橋でございます。それと、早垣日当橋、これは町道の早垣日当線にかかっている橋でございます。それと、保立橋、町道片山線にかかっている分でございます。それと、南木庭橋、町道南木庭線にかかっている分です。それと、今里橋、町道津ノ浦・牛尾呂線にかかっております。

以上、広域農道で整備された5橋でございます。

○8番（久保繁幸君）

そしたら、総計97のうちで寿命が来ているというようなところがどこかあるわけですかね、

こういうふうな策定をされておる中で、2メートルから5メートルの中で。広域農道の分はまだ新しいので、そのようなことは考えられないと思うんですが、全体的に見て。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

今回、この補正の9,000千円でございますけど、これは大体補助事業は15メートル以上というふうになっております。今回、国の1次補正に係る分ということで、2メートルから15メートル未満の橋梁も補助対象になるということで、今回はこの97橋の点検を行います。その点検した結果次第で、悪いところとか、悪くないとか、そういうのは出てくると思います。以上です。

○10番（山口光章君）

31ページの、補正予算の給与費明細書の中で、真ん中の職員手当の内訳ですね。

先日、町長ともちょっといろいろお話をしましたけれども、無理もないような状況でございましたので、ちょっと言わせていただきますけれども、通勤手当2,360千円とありますけど、今現に太良町外から通ってきておられる方は何名ぐらいいるんですか。

○総務課庶務人事係長（津岡徳康君）

お答えします。

ただいま、ちょっと資料を持ち合わせておりませんけれども、町外から約10名程度の職員が通勤しておるといふふうに記憶しております。

以上です。

○10番（山口光章君）

そしたら、今回、町長の提案で定住策、あれを実施されましたね。その実施された後に町外から通っている方はおられますか。

○総務課庶務人事係長（津岡徳康君）

お答えします。

おります。約2名と記憶しております。

○10番（山口光章君）

最後ですけど、その2名の方は家を建てられたかどうか存じ上げませんが、せっかく町長の提案で、すばらしい定住策をつくっていただきました。私達も賛同いたしました。そういった中で、ある町民の方がおっしゃるのは、担当課じゃなくても、役場の職員さんが、皆さんで推進しているのだから、太良に住みますか、太良で家ばつくらんですか、多良の材木ば使わんですかというぐらいあったら、なるべくなら自分たちが見本になって、よし私たちが太良に家ば建つけん、いっちょ、あなたたちも建てんですかというような形を幾らかでも持ってほしいなと思うわけですよ。実際ですね。

それで、何ていいますか、2名の方々以外にも今後いろんな方々が、例えば、鹿島に住み

たいとか家を建てたいという方がおられましたら、やっぱり上のほうからですね、自分たちはあればってんが、せっかくこういうふうな定住策をつくっておるんだから、いっちょなるべくなら太良に住めよ、住めよというふうな雰囲気というか、あれをつくっていただきたいと、そのように思います。答弁は要りません。

○5番（牟田則雄君）

先ほど見陣議員のことについて関連質問をちょっとおくれましたので、また戻りますが、学校の耐震補強設計委託料が学校管理費で2つ、28ページと29ページと百五十何万円と百二十何万円、2つに分けて上がっているし、それと、これは契約した後に増額補正を当然することになるんですが、この間、この耐震でとったところが、落札率が45%という説明があったですね。その事業等は委託料のほうだけ、直接はあれはないと思いますが。ばってん、間接的には、これもあがんと関連はあることですので、結局、そういうふうなむちゃくちゃな、私はそのときにも申し上げたんですが、低い入札額でとって、後でこういう増額補正するようなことはないですかということをおっしゃると思うんですよ。ここで2つとも、これは百何十万円の増額をされているんですが、これは契約済みの後で増額されておるとか、それとも、この2つはどうして2つに分かれておるのか、ちょっと説明をお願いいたします。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

今回補正をお願いしておりますのは、小学校費では多良小学校の管理棟でございます。中学校は多良中学校の管理棟でございます。来々、工事の設計の委託料を今回お願いしておりますところでございます。ブレースを取りつける工事でございます。耐震診断をさせていただきます。判定委員会の結果、耐震の補強必要があるということでございますので、今年度で設計をさせていただいて、あとどうなるかわかりませんが、予定としては来々、工事をお願いしようございます。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、これは今年の予算で組んだ事業とは、また別事業になるんじゃないですか、それは。どうですか。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

今工事をしてもらっておるのは、3月の当初予算に工事を可決していただいた分でございます。その分の設計につきましては、平成20年の9月補正で設計の委託を可決していただいております。平成21年度は4棟の工事を今してもらっておるところでございます。

以上でございます。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、ここに次年度分の設計料とかなんとか書いてもらわんと、先ほど言うたような

疑いを持つわけですよ。安く入札額を入れて自分がとって、後で増額補正でしてもらうけんよかもんというようなことが鹿島のにきでのちまたでそういう話がひとり歩きするようなことがあってはならないと思うんですよ。だから、こういうのは、やっぱり、そういう次年度の工事なら次年度の工事分とちゃんとここに表示してせんと、これは意図的に安くとって増額を申請したんじゃないかなろうかという見方が、普通に見れば、そういうふうには、これは見れんわけですね。

だから、次年度の工事用に委託したとなら、その分は次年度用の工事に委託しましたという、どこか我々が見てすぐわかるような表示の仕方をお願いしたいんですが、どうですか。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

済みませんでした。そういったことをございますので、次からは詳細に説明を書かせていただきたいと思います。

○9番（末次利男君）

先ほど質問もあっていましたようすけれども、30ページの災害復旧費の工事請負費に関して質問いたします。

ことは、大雨の割には災害箇所数が少なかったということで、農地14カ所、施設4カ所ということですが、要するに、これは13ページにも掲げてあります分担金の中で1.38と0.16、これは多分、施設と農地だろうと思いますが、この分担金の率というのは激甚地に指定されたということで低くなっていると思いますけれども、この激甚地指定が非常にこう、役場からの調査時点ではなかなかわからないと。したがって、負担分がどうなるのかという心配の中で、工事があっても、なかなか今の状況では出しづらいということがあるわけですよ、現場としては。そういったことが一日でも早く激甚地指定の状況がわかれば、災害を受けた方についても積極的に出すという、お願いするという状況になろうかと思いたすけれども、その辺がなかなかわかりづらいということで、その辺の状況はどう緩和されているのかですね。

それと、最近、非常に査定基準が厳しくなったと。これはもちろん国も財政が厳しい中で、やっぱり査定基準を圧縮されていると思いますけれども、この基準がどのように推移しているのか、その辺の状況を説明していただきたいと思いたす。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

この災害につきましては、今後、12月ぐらいに増嵩申請というのをを行います。それで最終的に補助率が決まります。激甚災害に指定されても補助率は、高額になることは間違いありませんけど、幾らになるというのは、この12月に行います補助率の増嵩申請によって決定します。確定した数字はちょっと言えませんが、大体、激甚になった場合、四、五%

らいは見ておってくださいと。これは多目に言っているところでございます。

それと、負担金でございますけど、補助残の、施設については9割を町がまた見ております。農地については7割を見ておりますので、大分、太良町におきましては地元負担金は少額、少率で済んでおります。

以前は、農地等災害復旧事業につきましては300千円以上でございましたけど、現在は400千円以上となっております。こういうふうな事業費の基準額が上がったということと、それと、原因が本当に雨によるものか、または台風とか雨風によるものか、あと維持管理の問題で、維持管理が不十分なためにこれは起こった災害ではないかというようなところが最近では厳しく言われております。

以上であります。

○9番（末次利男君）

ごもっともな御答弁だったと思いますけれども、要するに、今の状況から見れば、どうしても工事をしていただきたいという分については、災害というのは農家としても一番助かっているという現状があるわけですよ。そういった中で、先ほど課長の答弁の中で、12月に増嵩申請をするということであれば、当然、分担金も低くなるということになりますけれども、1.38とか0.16よりも下がるということですかね、解釈していいですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

この率につきましては、激甚災害の指定を受けたということを前提として、この予算を組むときにはまだそういう状況はわかりませんでしたので、それを前提として一応推測した数字であります。大体これくらいになるだろうと現在考えております。

○7番（見陣泰幸君）

27ページの消防施設、この場所と、31ページの時間外勤務手当の630千円、これは何名で何時間なのか、そして、その内容が日曜、祭日、そういうものにどれくらいか、出張費なんかはどの項目に当たるのか、質問します。

○総務課防災係長（野口士郎君）

お答えいたします。

消防施設費の補助金でございますけど、この場所につきましては波瀬ノ浦地区でございます。内容につきましては、防火水槽フェンスの張りかえが1件と、詰所格納庫の雨漏り修繕に対する補助でございます。

以上です。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

先ほどの末次議員の答弁漏れがあってございましたので、今資料を取り寄せまして報告します。

これは町有牛の貸し付け等に限ってですけれども、平成16年度が35頭、そのうち事故牛が2頭、比率的には5.7%。不妊牛としては、平成16年度に購入したのは1頭ということで、不妊率としては2.8%。17年度は37頭購入して、事故牛が1頭、不妊牛はゼロ頭。18年度は28頭購入しておりますけれども、事故牛が1頭で3.5%、不妊牛はゼロ。19年度購入は事故牛が1頭で0.1%、不妊牛がゼロ頭。20年中に購入したのが40頭で、そのうち事故牛が3頭、率にして7.5%、不妊牛が1頭で2.5%という数字です。

○総務課庶務人事係長（津岡徳康君）

お答えします。

31ページの職員手当の内訳でございますけれども、時間外勤務手当が630千円となっております。内訳につきましては、児童福祉総務費の中で子育て応援特別手当の交付金事務で110千円、それと道路新設改良費で道路舗装補修事業として280千円、それと農地等災害復旧費としまして農地等災害復旧事業について240千円の補正増額をお願いしておりますところでございます。

以上でございます。

○7番（見陣泰幸君）

さっき言いました出張なんかはどの項目に当たるのか、教えてください。

○総務課庶務人事係長（津岡徳康君）

お答えします。

出張旅費につきましては、31ページの補正予算の給与費明細書には反映されておられません。それぞれの事業費のところの旅費、普通旅費のところでは計上をされているところがございます。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。よかですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第64号 平成21年度太良町一般会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第65号

○議長（坂口久信君）

日程第15. 議案第65号 平成21年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第65号 平成21年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第66号

○議長（坂口久信君）

日程第16. 議案第66号 平成21年度太良町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第66号 平成21年度太良町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第67号

○議長（坂口久信君）

日程第17. 議案第67号 平成21年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（末次利男君）

これは、介護従事者の処遇改善臨時特例交付金ということで上がっておりますけれども、この激変緩和措置ということで交付されているという提案理由の説明がありましたけれども、これは介護従事者が何名分で1,380千円になるのか、まず説明をお願いします。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えします。

この介護従事者処遇改善臨時特例交付金の人数を聞かれましたけれども、うちのほうでは人数はわかりません。これは、介護従事者の処遇が非常に悪いということで、高齢化社会になって介護従事者は必要なんですけれども、やはりきついか、そういうことで、待遇も恵まれていないということでやめられる方が多いと、そういうことで国がこの政策に乗り出しまして、報酬を3%程度上げよということで予算の措置がなされております。それで、3%上げたのはいいんですけれども、今度は上げたら上げたで保険料を上げんばいかんごとなるということで、それを阻止するために交付金として町に交付すると、そういう制度でございまして、人数とか施設の関係は、ちょっとうちのほうではわかりません。

以上です。

○9番（末次利男君）

わかります。激変緩和で、3年間の時限立法だろうと思っておりますけれども、それは各施設、それぞれ3%というのは単純に3%じゃないということを知っております。そういった中で、いろんな加算がとれるところは、それに近いような状況があり得るし、なかなか加算がとれないところは、本当にかげ声だけという話も聞いておりますけれども、その中身の実態というのですかね、これは介護保険事業所それぞれ、非常に違うと思うんですよ。いずれにしても、資格取得者が多いとか、そういったものでいろんな加算がとれるところについてはいいですけれども、その中で激変緩和で交付されるということは、対象者はなくて、1,380千円というその積算根拠ですね、そこらをちょっとお尋ねしているんですよ。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えします。

この内容については、ちょっと、うちのほうの事務ではわかりません。すべてオンライン化されておまして、国のほうから算定をして交付するということになっておりますので、

内容の算定根拠についてはわかりません。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第67号 平成21年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

昼食のため暫時休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後1時26分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第18 議案第68号

○議長（坂口久信君）

日程第18. 議案第68号 平成21年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第68号 平成21年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第69号

○議長（坂口久信君）

日程第19. 議案第69号 平成21年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

病院の4ページ、医業費用の中で医師確保対策費として補正が400千円上がっておりますけれども、実際、内科医の先生が今期でやめられるというようなことで厳しい状態だろうと思っておりますが、この医師を確保するのにも大変難しいだろうと思っております。しかしながら、合計の900千円ですか、この使い道ですね、確保するための使い道、これをちょっと。内訳じゃないけれども、どういったあれで、これを使い分けして医師を確保されるのか、そこら辺をお尋ねいたします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

この使い道ということでございますけれども、まず、お盆と正月と年度末とか儀礼的に、うちに派遣をいただいている医局のほうに、余り高額じゃないものなんですけれども、お礼という形で持って行っております。

それと、先生方が新しくうちに、例えば、今度の整形の先生みたいに2人やってこられたり、あるいはやめて出ていかれる場合に、その先生が医師住宅に入られるときに、いわゆる引っ越し代というか、そういうものもこの中に含んでいるわけですよ。ことしにつきましては、大体引っ越し代にお二人で200千円から超えるぐらいの額がかかっておりましたので、当初予算で500千円程度あったんですけれども、そういうのにかなり経費をとられて、あと儀礼的にやる、あるいはお頼みしに行くときに手土産みたいな形で持っていくというのがちょっと足りなくなったということで、大体そういうふうなものに使っておると。

だから、今度も、例えば、内科の先生がすぐ見つかってうちにやってこられるとすると、その方の引っ越し代をうちが負担してあげると、そういうものを使うということで、今回400千円補正をお願いしているということでございます。

○10番（山口光章君）

手土産がわりと。手土産というのは、手に乗るようなやつですもんね、大体が。手土産ですから。しかしながら、私が監査をしておったころ、ちょっと記憶にございますけれども、カニとかカキとか大量に上げ物ばしょんしゃったですね、実際。覚えとんしゃっでしょう。抱えて手伝うていったじゃなかですか。今、医局の先生たちは、もうすぐカニの来っばいにゃと思うとらすかもわからんですよ。

そいけん、そういうふうな手土産と言うたものの、早々にカニとかなんとかを持っていか
にやいかん状況なんですかね。それはお礼はせにやいかんろうばってんがですよ。やっぱり、
ただでは行かれんという気持ちはありますけれども、これは日本人独特の風習かもしれませ
んけれども、どうですか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

それは、うちだけではなくて、ある程度どこでもやっておることだと承知しております。

○6番（川下武則君）

関連ですけど、私は400千円の補正金額を見て、物すごく少ないなと思ったんですよ。

実は、古賀院長には失礼なんですけど、よか医師を呼ぶためには、やっぱりあの手この手
いっぱい使わにやいかんと私は思うて聞いたっですよ。院長にも、これは私ごとですけど、
企業で130,000千円も幾らも赤字を出したら倒産ですばいと。そしたら、やっぱりよか医師
ば入れるためには400千円の500千円の、そがん話ではちょっとよか医者は来んですばいと
いうことですけど、どうですか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

答えになるかどうかわかりませんが、今あっせん業者というのが民間に数社あるわ
けですよ。そのあっせん業者に頼むと、例えば、そのあっせんが成功した場合の成功報酬と
いうのが大体2割ぐらい取られるわけです。どういうことかという、その先生を15,000千
円で雇い上げた場合は、2割とすると3,000千円の成功報酬を払わなくちゃいけないと。そ
の3,000千円を妥当な数字と見るかどうかは、ちょっとこれは業者の話なので何とも、こっ
ちは絶対払ってしまわなくてははいけない額なんですけど、それに比べたら400千円程度で済
めば、安く上がるのではないかなというふうには考えております。

○6番（川下武則君）

今言われたように、400千円で上がればもうけもんみたいな、そがんとで、130,000千円も
毎年毎年赤字が出よつとに、私と一緒に、小さい気持ちではだめかなと思うんですよ。やっぱ
り5,000千円か10,000千円ぐらい使うたっちゃよかじゃなかですか。院長自体が私にもそが
ん言んさつとやっけん、よか医者ばとにか呼ぶためには、錢ば使わんばいかんといって私
に教えてくんしゃったですけん。ねえ、院長。町長、そこら辺はどうでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

まあまあ、川下議員が言われるのはわかります。私も大体、手土産を持っていくというの
は、本来なら私の素質には合わんとですよ、性質には。だから、ほとんど私の交際費とい
うのは、近隣の首長の香典ぐらいしか使いよらんですけれども。

今回については、とにかくドクターの確保というのは、あらゆる手を使って何とか確保せ

にやいかんということで、そこら付近は、手土産等々はある程度持っていかにか、本当のよか医者はもらわんじやろうということで、今回、補正等をお願いして幾らか、早速、今2回ぐらい教授に行っておりますけれども、あと数回等は、ある程度確実なところになるまでは行きたいと思っております。

○9番（末次利男君）

先ほどから質問もあっておりますけれども、医師確保というのは正直なところ至難のわざだろうと。この医師不足の中で本当に田舎に来ていただくということは、これは大変な仕事だろうと思っております。400千円が妥当か、10,000千円が妥当かということは抜きにして、やはり病院経営の生命線というのは医師確保にあると私は思っておりますし、今後、本当に質の高い医療を目指して頑張ってください以上は、この問題はどうしても避けて通れないし、大きな仕事だろうと思っております。

そういうことで、これは公立のみならず、民間もいい医者を雇おうということで、あれこれ対策をするわけですが、それをかいくぐって確保しなきゃならないということで、非常に大変なことだと思いますけれども、民間あたりの話はちょっとわからないですけれども、病院におられる課長あたりは、やっぱりその辺も恐らく遭遇されたこともあろうし、小耳に挟んだこともあろうと思っておりますので、そこらほどのようにされておるのか、また、ほかの公立病院の医師確保あたりはどういった実態なのか、その辺、おわかりであれば教えていただきたいと思っております。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

民間の病院がどういう形で医師を集めているかというのは、ちょっとはっきりわからないんですけれども、ある程度の金額を積んでいるというような話は聞いたことがあります。

それから、公立病院につきましては、これは佐賀県内の話しか私は余り聞いたことないですけれども、事務長会を年に四、五回やるわけですけれども、どこでも困っているわけです。大学は医局に医者がないということで出せないと言われるし、じゃ、生命線がそこなのはどうしたらよいかということで、例えば、院長先生のとつてが北海道にいるとか、東京にいるとか、そういうことで、そのつてを伝って直接会いに行つて、院長、事務長、あるいは町長もでしょうけれども、師長もでしょうけれども、会いに行つて、ぜひ来てくれというような、そういう交渉をやつて、あるところは、北波多とかそういうところはそうやって来てもらっていますという話を聞いて、やっぱりそこまでせんとだめですかという話はやっております。

以上です。

○10番（山口光章君）

そのことですけど、どっちにしろ、川下議員、また末次議員の御意見もごもっともな意見だなと私も思っております。しかしながら、900千円ですか、こういうような手土産代から

いろいろな経費を入れて、これは当然必要な金額だと思いますけれども、後々ですね、医者
を雇った後のお医者さんの給料、報酬を、高く評価して、とにかくこれだけ出すから来てく
ださいというふうな方法もとれるんじゃないかと。

実際、こう言っちゃなんですけれども、看護師さんとかいろいろおられますけれども、だ
けど医者が第一ですから、今お話があったようにですね。だから、やっぱりそこをどうにか
して、最高の医者じゃなくても、いい医者と呼ぶためには、それだけの報酬が必要なわけ
ですよ。だから、そこを何とか考えてやるべきではないかと私は思いますけれども、そこら辺
はどうでしょうか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

公務員の病院ということで、ほかのお医者、今既にいらっしゃるドクターたちとのバラン
スですね、そこをまず一つ考えなくちゃいけないということがありますし、今度、町長の決
断で全部適用にするということになっておるわけですがけれども、全部適用を採用すること
によって、ある程度の給料の増額とかはできると思うんですよ。ところが、それもいい医者
をということで40,000千円も50,000千円もという、ちょっと極端な話ですがけれども、そう
いうことが果たしてとれるかどうか、それをちょっと今から検討していかなくちゃいけない
というところが出てくると思うんです。どれぐらいを上限にできるのかということですよ。

今、院長、副院長クラスで20,000千円ぐらい年支給あるわけですがけれども、それを
超えてやれるのか、ほかの先生との並べ比べとか、そういうほかの先生が意欲をなくしたら、
また困るというようなところもありますし、非常にそこら辺が難しいところですので、今後
検討していきたいというふうに思っています。

○10番（山口光章君）

この経費ですね、交渉諸費は大体予定、計画として何名のお医者さんを確保するための金
額に値するんですかね。

実際、この前の子供議会のお話でもお話が出ましたように、小児科の先生もちょっとどう
かならんかというような話を聞いておりますし、そういった中で今の先生がどうのこうの
じゃないですけれども、女性の先生ですね、こんなことを言うたら、またいろいろ問題にな
るかもしれませんけれども、やはり勤務の状態も夜間が一番必要だとかいうような意見も出
よりましたので、実際、何名確保して、何科と何科が必要なのか、そこら辺をちょっと教
えてください。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、内科医が確実に12月でおやめになるということですので、今一番眼目に置いている
のは、その内科の医師を獲得すると。これは今のところ角田先生がいらっしゃいますから、

今のところ1名確実に雇いたいと。それに使う分と、今おっしゃったように小児科の先生をですね。大体、小児科の医局とは2名を派遣してもらうということで話はついているわけですので、今1名になっているのをまた再度2名にしてくださいというその交渉を、院長とも話しているんですけど、来週にでも早速行って、そろそろ人事の季節ですので、行きましようということで話はしております。

以上です。

○10番（山口光章君）

絶対、女性医じゃなかったらいかんわけでしょうかね、小児科は。そういうわけじゃないんでしょう。いや、実際、お産とかなんとかされたとき、やっぱりいろいろ支障が出てくるわけですね、女性には。そういった中で欠席されてみたり、そういうふうな、悪い条件じゃないけれども、そういうような女性としてのあれがつきまとうじゃないけれども、条件にありますから、そこら辺がどうしたもんかなと思いますけれども。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

その件については、要望はしているんですよ。男の方を2名、できればお願いできないでしょうかということでは要望はしているんです。ところが、これは医局の人事ですので、そこまで我々がですね。一応要望は言うんですけど、それに医局のほうがかたえてくれるかどうかというのは、また全然違った形になったりするものですから、そこをきちんと詰められればいいんですけど、とにかくこちらは派遣をしてくださいという要望、こちらの要望をそのときに申し上げるということで、わかりましたと言ってもらっても、やっぱり女の方が来られたりとか、そういう形になるということをお理解いただきたいと思います。

○5番（牟田則雄君）

今のことに関連してですが、院長には大変申しわけない失礼な話になると思うんですが、私が病院の医師の問題をあるところでお話しして聞いたところによりますと、佐賀医大学関係はまだ歴史が浅く、医師の絶対量が少ないということが致命的な医師不足の根本でしょうということを、かなりの地位にあられる医者の方からお聞きしたんですが、そこら辺がもう、佐賀医大学関係以外に医師の確保ができないということになれば、これはそこにかかわり合っておる以上、ずっと医師不足は問題になってくることと思います。

それと、先ほど、あっせん料の400千円が高いか安いという話になっておったんですが、安かったからか知りませんが、これは大変、医師と患者は信頼関係が一番大事と思うんですが、ついこの間、1カ月前に、かまでひざのところを少し切っております。私ならひよっとしたら、フツをもんでつけて、それでほうっておくぐらいの傷だったと思うんですが、それを手術して、明るる日に傷口を見せに来て、1週間後には抜糸しますということで1週間後、どうしても痛むものですから行ったところが、全然つがっておらんと。どうしてかといった

ら、皮を中に巻き込んで縫いつけておったということですね。

それで、また切って縫い直して、そしてまた1週間後にどうしても痛いもんだから、またこれはどうかしておるとじゃなかですかということで行ったところが、今度は血の固まりが中にいっぱいたまって、そして、それを抜き取って、そして縫い直して、やっと3回目で、今1週間、抜糸が取れて普通の生活ができるようになっておるとい、これは事実、目の前にあっておるんですよ。

それで、その400千円が安かったけん、そういうふうなことがあっているとかということとは思いたくないんですが、そういうことが目の前にあっていると、なかなか、次に今度けがしても、その人はもう太良病院には行きたくないということを当然言われるわけですので、そんな簡単な外科手術ぐらいが、どうしてそういう3回もせにやいかんようなことがあったのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○太良病院長（古賀俊六君）

お答えします。

今の話は、きょう今初めて聞きましたけど、どういうことかよくわかりませんが、想像するに、外傷というのは大変難しい症例もあるわけで、異物が残ったりする可能性は十分にあるわけですよ。だから、多分、時間外に来られたんですかね。（「いや、時間内」と呼ぶ者あり）時間内ですか。そしたら、整形の先生が対応されたんじゃないかと思うんですけど、いろんなケースがあるからですね。

たまたまそのケースは、たまたまと言うたらあれですけど、異物が残っておって、そして異物が取れた後、また血腫ができて、血の固まりができて、またそれを排出するのに時間がかかったと。そういうケースだろうと思いますけど、確かに最初来られたときにレントゲンを撮るなり、あるいはもうちょっと麻酔を十分きかせて傷を見るとか、そういう対応ができておったら、もう少し早く治ったかなという想像はできますけど、今初めて聞きまして、病院に帰ってから、よく調べてみたいと思います。

○5番（牟田則雄君）

複雑な切れ方とか、そういうこと、例えば、チェーンソーで切ったとか、のこで切ったとか、傷口が複雑で、しかも、上から見たら見えないほど深い傷とか、そういう傷じゃないんですよ。カズラをかまで切りよって、それが行き過ぎて、ひざ付近を切って、これは筋も切れておらんし、何もあがんとしとらんということを確認して、当人は今もそういうあれはなく、後の障害はなく元気にしておるんですが。

ただ、鋭い切れ物で切って、そして浅い、しかも縫合するいうときに、レントゲン撮ったりなんかするほど、骨に達したりなんかするような傷じゃないんですよ。そういう傷なら、そういうこともあるやろうということも考えられますが、全く、かまでやって、通常、普通なら、ひざの曲がるどころじゃなかったらほったらかして、カットバンだけで大丈夫やろう

かというぐらいの、そういうことで、どうしてそういうことが起きるのかという話ですよ。レントゲン撮らんとわからんような深い傷とか、そういうあれじゃなく、単純に鋭い刃物で切って、そして、それが何で3回もやり直さんばいかんようなことになるのかという話ですから、そこら辺はもう少し調べてもらって、わかるなら、何でそういうことになったのか、後で教えていただければと思います。もうこれだけ追及してもどうしようもありません。

○太良病院長（古賀俊六君）

医療者側から説明をしますと、外から見たら単純で簡単な、単にかまで切っただけと見えたかもしれませんが、そんなふうで異物が残る可能性もあるし、あるいは思わぬところで深くいってあって、腱が切れたり血管が切れたり、そういうことも考えられるわけです。外から見て、簡単に見えた場合でしょうけど。しかし、治療に当たる側とすれば、異物が残っておったり、あるいはカズラが残る可能性もあるし、深い部分もあるんじゃないかと思ってきちんと対応する、そういう症例だったと思います。そういう傷だったんじゃないかと。すべて傷はそんなふうを考えて対応しなければいけない、そんなふう考えております。また、傷だけじゃなくて、患者さん全体でもそうですけど。

だから、確かに腱が切れたり、神経が切れたり、今元気になられているということですので、結果的には浅い傷だったかもしれませんが、神経が切れたり血管が切れたり、あるいは腱が切れたりとかいう、後遺症の残るような傷じゃなかったみたいですけど。だから、そういう場合は異物が残っていないかどうか調べるにはレントゲンがわかりやすいし、わかる場合があるし、そういう意味でレントゲンを撮る必要がある場合もあるし、特に外傷というのはいろんなケースがありますので、見かけも大事ですけど、いろいろな場合があるということを考えて治療に当たる必要がある。そういうものです。

3回と言われましたけど、2回ですかね、3回ですか。ああ、最初のとくと異物と血腫ですね。血の固まりというのは血腫と言うんですけど、要するに、中のほうの小さな血管が切れて血がたまって、血液が中で固まって、後から血が出てくるという血の固まり、古い血液の固まりが出てくる。ないほうがいいわけですけど、そういうことも起こり得るのは起こり得ます。だから、外傷というのは、いろんなケースを考えて、きちんと対応する必要がある。そういう傷なものです。以上。

○12番（木下繁義君）

先ほどのお話では、内科の先生が退職をされるとかいうような状況のごたっぱってん、いつごろやめられるかですね、そしてまた後任の先生のめどは立っているものか、その辺についてお尋ねします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

今の内科の先生、やめられる方は12月末で退職ということでございます。その後の後任を

今探しておるところですけれども、これがなかなか、医大のほうもいないということ等ありまして、ひょっとしたら、そのほかの自治医科大の先生方、もしくは先ほど申し上げたように、あっせん業者を使って採用するか、いろいろな方法を今考えているところですので、いずれにしろ、4月までには必ず来ていただくようなことをしなくちゃいけないと考えております。

○12番（木下繁義君）

極力努力をしていただかないと、町民が大変不安でございますので、その辺はひとつ努力をしていただきたいと思います。

総務省のアドバイザー事業でも言われたように、お医者さん、先生の給料は決して高くないということですね。そこで前、ある整形の先生があるところに移転をされたと。中身は、はっきりは知りませんが、給与の問題等とかいうことをちょっと耳にしたわけですけど。

やはり一般論として、先生たちをこの田舎に、不便なところに来てもらうということは、どこにかメリットがないということになれば、やっぱ長続きがしないだろうと。そういったことも十分考えてもらって、いかにやっぱり優遇的な対処をしてもらい、そしてまた、せっかく今勤めていただいている先生ができるだけ長く、ここの町民とのかかわりを持っていただくような、事務長あたりは特にならめとして努力をしていただくように、私はこのような希望をしますが、それについて答弁を求めます。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

議員の趣旨はよくわかるんですけれども、大学医局の人事ですので、こちらが好むと好まざるとにかかわらず、一方的に交代ということになるわけですよ。こちらの希望を入れていただいて、二、三年延びるとかいうことは、過去の例では、私が知っておる例では、小児科の石井先生が大体1年か2年で行くのを3年ぐらいいていただいたという経緯はございますけれども、それは例外中の例外であって、医局の人事ということですので、もうそれがきかないということを御理解いただきたいと思います。

だから、長くいてもらうということになると、もう医局をやめていただいて、本人との交渉をやって、うちで一生終わってくださいというような、そういう交渉をやっていかないと、そういうふうにならないということを御理解いただきたいと思います。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第69号 平成21年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第20 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第20. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付しました別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がございますので、事務局に配付をさせます。

〔追加議案書配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りいたします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

日程第21 請願第1号

○議長（坂口久信君）

日程第21. 請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願についてを議題といたします。

お諮りします。会議規則第37条第2項の規定により、紹介者の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、紹介者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第88条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、請願第1号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

日程第22 意見書第1号

○議長（坂口久信君）

日程第22. 意見書第1号 教育予算の拡充を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第1号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明いたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

意見書第1号 教育予算の拡充を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

日程第23 意見書第2号

○議長（坂口久信君）

日程第23. 意見書第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第2号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明いたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決いたします。

意見書第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。これをもちまして、平成21年第4回太良町議会定例会第3回を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時2分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 所 賀 廣

署名議員 山 口 巖

署名議員 平古場 公 子